

平成20年4月3日

知的財産戦略本部長 殿

日本図書館協会理事長

塩 見 昇

### 「知的財産推進計画 2007」の見直しに関する意見

知財立国の実現に向けた知的財産戦略本部の活動については、当協会としましても注目しているところであります。

この度「知的財産推進計画 2007」の見直しにあたり、当協会からは下記の事項を新たな政策として盛り込んでいただきたく思いますので、よろしくお取り計らい願います。

### 記

#### 1．非商用著作物に関する複製権の制限の検討

これまでの著作権法に関する議論は、商用の著作物を中心とした議論であることが多かったように思われますが、誰もがインターネットを利用して簡単に著作物を公表できる現状においては、種々不都合が生じていると考えます。

「知的財産推進計画 2007」の「インターネット上でのコンテンツの新たな創作・発信を促す」(95～96 ページ)などは、このような状況において著作物を有効に活用できるように「意思表示するシステムの構築」が目標として掲げられているものと思いますが、文化庁の「自由利用マーク」の普及度などから考えても、意思表示システムの普及は容易ではありません。また、インターネット上のコンテンツには著作(権)者の連絡先が明示されていないことも多く、許諾に基づく利用も想像以上に困難という現実もあります。

ついては、有用な知的財産を有効に活用し、新たなコンテンツの創作につなげるため、例えばインターネット上に存在する非商用の著作物のようなものに関して、著作権者に経済的損失が生じず、複製者に不当な利益も生じない範囲においては、現行著作権法の各種権利制限規定よりも広い範囲で複製権を制限することなどを検討すべきと考えます。

#### 2．著作権の間接侵害の検討

この問題については「知的財産推進計画 2007」の中でも、「利用とのバランスに

留意しつつ適正な保護を行う国内制度を整備する」(94 ページ)の中の小項目として上げられ、さらに文化審議会著作権分科会法制問題小委員会司法救済ワーキングチームで審議されたところですが、「文化審議会著作権分科会法制問題小委員会平成19年度・中間まとめ」においては、根本的な解決に至るような結論は示されていません。

他方、「知的財産推進計画 2007」に「違法複製されたコンテンツの個人による複製の問題を解決する」(90 ページ)の問題が上げられていますが、いくつかの著作権侵害に関する裁判において、著作物の直接の利用者ではなく複製機器や演奏機器の設置者が侵害者と認定されています。

このような判決をもとにすれば、インターネットに接続された情報検索端末を利用者に提供する図書館やネットカフェ等において、利用者が違法複製されたコンテンツを複製した場合、侵害者は図書館やネットカフェ等ということになってしまい、大きな混乱に発展しかねません。

違法複製が権利者にとって大きな問題であることは理解できますが、違法複製されたコンテンツの複製の問題の検討と同時に、間接侵害や、いわゆるカラオケ法理についての整理を行う必要があると考えます。

### 3．アーカイブ化を促進し、その活用を図る

このことについては「知的財産推進計画 2007」(95 ページ)にも盛り込まれており、さらに2008年3月4日付けで公表された「オープン・イノベーションに対応した知財戦略の在り方について」(知的財産戦略本部知的財産による競争力強化専門調査会)においても述べられているところですが、人類の文化遺産を後世に伝えるためには政策としてアーカイブを行うべく、必要な法改正等が行われることが必要と考えます。

### 4．権利者の利益と公共の利益に留意した権利制限規定を整備する

このことについても「知的財産推進計画 2007」に盛り込まれているところですが、その中の特に「障害者による著作物の利用の促進」(91 ページ)については、当協会は長年にわたり関係各所に要望している事項であり、この事項に関しては文化審議会著作権分科会法制問題小委員会で審議され、「文化審議会著作権分科会法制問題小委員会平成19年度・中間まとめ」において、諸外国の水準並みに障害者の利便を図るという方向性が示されています。

当協会としては、この結果に基づく早期の法改正が行われるよう、改めて要望します。